



【臨時レポート】ブラジルの利上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2013年11月27日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の9.5%から0.5%ポイント引き上げ、10.0%にすることを決定しました。COPOMにおける利上げは、4月以降6回連続となり、引き上げ幅は合計で2.75%(7.25%→10.0%)となりました。

今回の利上げは市場参加者の予想通りではありましたが、金融政策委員会終了後に発表された声明では、インフレが沈静化に向かう可能性に言及していた文言が含まれておらず、引き続き利上げが継続されるのか、それとも近く打ち止めになるのかについては判断の分かれるところです。

【今後の見通し】

11月7日に発表された10月のブラジルの拡大消費者物価指数(IPCA)は前年同月比+5.84%となり、前月に続き6%台を下回りましたが、依然としてインフレ率の目標レンジ中央値である4.5%を上回った状態にあることから、ブラジル中銀はインフレ警戒的なスタンスを当面維持することでしょう。しかしながら、経済低迷に伴って悪化の様相をみせる財政収支に対して市場の見方が厳しさを増していることもあり、投資家はブラジルリアル建て金融資産全般に対して慎重なスタンスをみせています。

このような状況下、ブラジルの通貨及び債券市場は、目先軟調な展開が予想されます。8月にブラジル中銀によって導入された為替介入策は着実に効果を発揮しているようですが、これまでの大幅な利上げが個人消費に影響を与えて景気回復に水を差す可能性があることや、米連邦準備制度理事会(FRB)が2014年の早い時期に量的緩和(QE3)の縮小を開始するとの観測が浮上していることから、ブラジルを取り巻く状況が安定を取り戻すには少し時間を要するかもしれません。しかしながら、米国景気が着実な回復を示していることや、欧州経済が底を打って回復過程に入りつつあることなどから、中長期的にはブラジルリアル建て金融資産のマーケットは底堅さを取り戻すとみています。

BNYメロン・グループでは、ブラジルをはじめとする新興国市場を取り巻く様々な要因について、引き続き注視して参る所存です。

【ご参考】



※IPCA: ブラジル政府が公認するインフレ指数



●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon Asset Management Japan 株式会社 が作成したものです。
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



BNY MELLON

<投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

<投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。